

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷二十五第

月六年六十和昭

哀辭 故山本博士遺影及署名

## 論叢

支那の農家と田賦附加税……………經濟學博士 八木芳之助

佛印幣制論……………經濟學博士 松岡孝兒

企業者労働費論……………經濟學士 大塚一朗

貨幣流通期間と平均生産期間……………經濟學士 青山秀夫

## 時論

重慶政府の戦時物價政策……………十龜盛次

## 記事

山本博士逝く

追憶文

神戸 正雄 末廣 重雄 牧野 虎次 中瀬古六郎 本庄榮治郎

谷口 吉彦 松岡 孝兒 大塚 一朗 堀江 保藏 穂積 文雄

高木 眞助 蟻川 虎三 石川 興二 金持 一郎 岡本 清造

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十二卷總目錄

## 佛印幣制論

松岡孝兒

## 序言

東亞廣域經濟が世界經濟に於いて認められてゐる重要な特性の一つは、其の資本主義制經濟に於ける後進性である。併し更に立ち入つて其の東亞廣域經濟の構成者たる日、滿、支、佛印、泰等の如きものを見ると、そこにはまた更に經濟發展の前後について明瞭な段階がある。そして日本の如きを以つて先進性を有するものとし支那及佛印の如きを以つて後進性を有するものとすることに關しては恐らく異論のないところであらう。唯茲に支那及佛印は等しく東亞廣域經濟の後進國ではあるが、此の兩者の間にはまた鋭い對立が認められる。そしてこのことが以下論述せんとする佛印幣制論構成の上に極めて重要な點となるのである。

端的に云ふならば、支那は膨大な消費地盤を擁する輸入超過國たるに反し、佛印は消費力よりも輸出力の優位國即ち輸出超過國である。換言すれば支那は現代金融資本國の尨大な蓄積力を以つて之を運用しなければ運用し得ない對象であるのに對し、佛印は其自體輸出力が輸入に對して優位であり、このことは必ずしも膨大な金融資本國でなくても其の國の政治力に對して佛印の經濟地盤を調整せしめることを以つて充分に運用し得ると考へられるものである。

私は以下此の視角に於いて佛印の幣制を考察せんとするものであるが、此の問題に關しては更に、如何にしてかかる政治經濟地盤が佛印に作られたかを吟味する必要がある。

## 一 佛印經濟地盤成立過程

一八六七年交趾支那がフランス植民地として認められてからフランスの勢力は次第に北上し約二十年にして一八八七年今日の謂はゆる佛印即ち印度支那聯邦は成立した。聯邦成立當初フランスを支配してゐた自由主義政策は、其後フランス本國の過剰生産と販路擴張とのため逐次其の政策を保護主義政策に移行し、特に本國植民地關稅同盟並に東京出兵がこの問題に關聯して論議された。そして此の思想は一八九二年の法律となり、佛印は一の同化植民地 (Colonie assimilée) として認められて、佛印に移入する佛國生産品は無稅とされた。外國生産品は佛國關稅法を適用されるが佛印生産品の佛國移入は無稅とされることが決定された。

この點は勿論批判多きところである。Ferry は「氣候環境の甚しく異つた世界各地にある佛國植民地に對し、本國關稅を一率に其のまま適用せんとすることは合理的な考方としてはかつて思ひつかれなかつたことである」と述べてゐる。實際を見ると一九一四年の世界大戰までは一貫せる政策の實施は佛印の財政收入維持の見地と佛國工業保護の必要とのために不可能であつた。然るに一九一四年歐洲大戰の發展は必然的に佛印を戰爭資源供給地盤として利用するに至り、之を契機として海外投資はフランスをそそつたが、このことは同時に佛印經濟地盤の開發にも拍車をかけたことは謂ふまでもない。かくして一九二八年には關稅法一部の修正緩和が圖られた。尤も實際は依然同化主義の強制によつて佛本國主義の色彩は強く、かかる排他主義の強行は益々佛印をば世界少く

1) Ferry J.: Le régime douanier de l'Indochine, Paris 1912, p. 72.

も東亞諸國から游離した經濟地盤としてつくりあげることとなつた。しかし開發傾向は其後間もなく勃發した世界恐慌によつて愈々顯著となつた。殊に一九三二年開かれた英帝國會議の示唆はフランスにもその植民地糾合によるフランス帝國會議を要望せしめ、同會議はフランス帝國の自給自足を主張した<sup>2)</sup>。そしてこのことは當然佛印とフランス本國との經濟關係に於いて佛印の米、玉蜀黍、茶等のフランスへの輸出を増加し遂にフランス本國と佛印間との貿易關係をば從來のフランスの受取勘定を改めて佛印の受取勘定たらしめることとなつた。これ實にイギリスが隣邦との間に地域的種協定主義を運用したのと異りフランス帝國主義的經濟政策の結果であつて、佛印の經濟地盤開發上深く留意すべき點である。

この傾向を助成せるものとしては、佛印に於けるインフレーション並に當時盛行せるフランのビヤストルへの逃避が考へられる。今之を佛印に於ける業態別社債發行額について見ると左の如くである。

一九二四年—一九三〇年佛印社債發行額<sup>3)</sup> (單位百萬法)

年次	農業	鑛業	工業	交通運輸業	商業	銀行及 不動產會社
一九二四年	五三	一九	七三	六	四二	六〇
一九二五年	七	一九	三三	五	三三	二
一九二六年	二六	九	二二	五	六〇	五五
一九二七年	四〇	八〇	三三	三	一七	五
一九二八年	二四	一八	六	七	五	一七
一九二九年	一六	一五〇	二二	七	三	二五
一九三〇年	二八	一〇	六	三	一五	二四
總計	一七四	六五	六〇	一七	三六	七四

2) フランスに於て爲替補償税、移出獎勵金、輸入割等が制定されたのは正に此の秋であつた。  
 3) Robequain, Ch.: L'évolution économique de l'Indochine française, 1939, Paris, p.18 3.

更にまた一九二四年—一九三五年間に互る社債發行を既設會社及新設會社について考察すると左表の如くであり、此のうち一九二六年—一九二九年間の新設會社社債發行額の著増は如何に佛印開發がフランス・フランによつて強化されたかを語るものであらう。

一九二四年—一九三五年新舊會社別社債發行額 (單位百萬フラン)

	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	總計
既設會社	一〇一	二五	三五	五六	五〇	七二	三八	二六	八〇	二三	七	二六	
新設會社	六	七一	二九	二六	二四	三七	六	二五	九	二	七	七	一、八〇

一九三〇年後の激減は世界恐慌のためである。またこの期間に於いても既設會社の發行額が尙ほ其の後數年間には著減してゐない。このことは恐らく恐慌對策資金を依然要求したためであらう。

此等フランス本國及佛印間の諸傾向も今や歐洲第二次大戰の勃發によつて一應の斷絶を見るに至つた。そしてこのことは、從來の對フランス輸出商品問題、之等商品の生産地盤問題、更に其の在外金爲替資金の凍結問題等に關して深刻な問題をなげかけ、從來のフランス本國主義の植民政策は必然的に清算せざるを得なくなつて來たやうに思はれる。

## 二 佛印幣制改革過程

フランスによる佛印占領當時はメキシコ・ピヤストルが流通してゐた。フランスは之を以つて法貨と定め、その比價を銀貨五・三七フランとしたが、當時これが銀價下落に伴ふ東洋に於ける銀投機の目標となれる事情に鑑み、

4) Robequain, Ch.: op. cit. p. 185.  
 5) 北米合衆國は其の貿易ドルの極東流通を考へたのは此の時である。併しその銀貨は品位900, 24.4935瓦のもので他の國のものより重く従つて特にスペキュレーションの目標となつた。

一八七八年品位九〇〇の銀二七・二一五グラムを以つてピヤストルとする佛印獨自の通貨を制定した。

幣制自體の改革は其後本國フランス形式によるものとして一八八七年の *Philippin* 案<sup>6)</sup>、一九〇二年の *Rueff* 案<sup>7)</sup> 更に英領印度形式によるものとして一八九七年の *Domier* 案等<sup>8)</sup>があつて、終始銀本位制の放棄と金爲替本位制への移行とを問題としたが、漸く一九〇三年になつて其の方向が決定し、ここに從來その流通を默認されてゐた外國ピヤストルの使用は禁止され、金爲替本位制の實質を有つに至つた。このことは *Leon Say* の言葉である「白色人種は黄色貨幣を、黄色人種は白色貨幣を求めるといふことに對する一の皮肉である。

一九〇三年後も幣制改革の追及はやまなかつた。そして一九〇七年には二つの案が出た。一つは *Amanné* 案であり、他は *Delaunay* 案<sup>9)</sup>である。此等の機會を通じて佛印の金爲替本位制案は次第に具體化するに至つたが、一九一四年の世界大戰の勃發はこれらすべてのものを停滞状態にはいりこませた。

この間の傾向を支配するものはフランスの傳統的植民政策の主張による本國主義の見解と、東洋に於いて實際に金本位制の有つ實踐性を利用せんとする英領印度主義の見解との對立であつた。併し世界大戰も終りしかも大戰後銀價騰貴問題が惹き起されるに及んで幣制改革の大勢は再び活潑となつて現はれて來た。

一九二〇年の *Outlay* 案<sup>10)</sup>及同年の佛印商工會案<sup>11)</sup>は即ち此の情勢の產物であつたが、何れも充分の効果を齎すに至らず、遂に *Barrue* 案の出現となつた。そは佛印貿易の出超繼續の見透による金本位制の採用を主張せるものであるが、當時フランス・ソランの不安定は遂にその實現を見るに至らなかつた。従つて一九二六年フランスが事實的安定期に入るに及んで大勢は漸く金本位制特に金ピヤストル案に向ふに至つた。そして佛印は三十年以上に互る幣制改革に關する論議を経て、一九三〇年遂に金塊本位制を採用した。尤も其内容から云へば金爲替本位

6) 金爲替本位制の研究、p. 284.

7) 拙著：上掲書、p. 285.

8) 拙著：上掲書、p. 286.

9) 拙著：金爲替本位制の研究、pp. 289-290.

10) 拙著：上掲書、p. 461.

11) 拙著：上掲書、p. 462.

制的傾向が多分に存することは否まな<sup>12)</sup>。

この規定によつて佛印・ピヤストルは品位九〇〇の金六五五疋よりなり、一〇フランを以つて一ピヤストルとする。また兌換は一ピヤストルにつき品位九〇〇の金六六〇疋の割合を以つて其の選擇により西貢又は巴里に於いて行ふ。但しバリに於いて兌換する場合は西貢―巴里間の現送費及保険料を差引く。また印度支那銀行總裁は大藏大臣並に植民大臣と同行とが協議して定めた最低量以上に對してのみ兌換を行ふ特權を有つこととなつた。そして發行準備としては、印度支那銀行は其の銀行券流通高と當座勘定貸方殘高との合計に對し少くとも其の三分の一に相當する金地金及び直ちに通貨又は金地金に引換へ得べき外國爲替をば準備として西貢支店に保有することを要することとなつた。

この新ピヤストルの比價に對しては、一部例へばピヤストルによつて俸給手當を受ける者及び資本又は配當を金計算によつて行ふものは、新ピヤストルが低きに失することを理由として俸給手當等の引上を論議するものがあつたが、其後間もなく來襲せる世界恐慌は此等の見解を一掃し反つてその比價の高きを敷せしめるに至つた。しかも他方輸出の減退、貿易の逆調、豫算の不足、破産の増加等は、恐慌自體の深化と共に次第に顯著となり、政府も徒に傍觀を續けることを許さない事態を生み委員會の設置を見るに至つた。

委員會の見解は三派に分れた。第一は單純なる切下論、第二はピヤストル金比率定期更改論、第三は銀本位制復歸論である。三者中第三の銀本位復歸論が最も支持されたやうであつたが、結局決定を見るには至らなかつた。其後二年間に互り現狀維持を續けられ論議は慎重に繰り返されたが、フランス本國政府は漸く一九三六年十月一日に至つて一九二八年の貨幣法を停止し、フランス・フランの新純分は將來閣議に於いて定められた命令による

12) 拙著：上掲書、pp. 445-448.

と規定し、フランの重量は品位九〇〇の金四三厘以下四九厘以上たることを得ずと共、フランス銀行券と金との兌換條件は同じく閣議の決定に依るとされた。印度支那銀行もまたその翌十月二日を以つてその見解を發表した。即ち同規定の第一條によつて佛印の幣制を決定せる一九三〇年五月三十一日の法令中ピヤストルの純分及兌換に關する規定は廢止され、將來印度支那・ピヤストルの新純分は大藏・植民兩大臣の報告に基き決定された規定によるべきものとし、尙ほ暫定的措置として印度支那銀行をして一ピヤストル一〇フランの割合を以つて兌換することとしたのである。

尙ほ一九三六年十月一日の法律は其の第五條に於いて「アルヂエリヤ、植民地及び保護國の發行銀行が現在所有する準備金（金及外貨）は再評價さるべきもの」とし、<sup>13)</sup>大藏大臣は「所定の發行銀行とこの再評價より生ずる増加額を國家が受理する條件を規定する協定」を結ぶことを得となし、尙更にアルヂエリヤ及植民地の發行銀行はあらゆる立法的又は合意的規定にも拘らず、フランス・フランを以つて準備金を構成することを得とした。

之により印度支那・ピヤストル發行準備はフランス・フランによつて行はれ得ることとなり、金爲替本位制の姿勢は極めて明瞭となつてきたのであるが、併しまた此の措置は佛印特有の季節的貿易金融及收穫期金融に對して銀行の急速な市場操作を期待することができなくなつた憾みがないでもない。

凡そ幣制に關しては其の發行弾力性の適當なことが最も緊要である。一般的に公定比價決定の場合には、高ピヤストルを希望する輸入業者と低ピヤストルを希望する輸出業者とが對立したり、また低ピヤストルによる高物價が小收入階級を壓迫するといふ見解と低ピヤストルは反つて外資を誘致し恐慌時の財政負擔を緩和するといふ見解とが對立したり、更にまた、高ピヤストルは納稅者の負擔を輕減するといふ見解と低ピヤストルは關稅收入

13) Touzet, A. Régime monétaire indochinois, 1939, p. 298.  
Touzet: op. cit. p. 298.



及間接稅收入を増加せしめるといふ見解とが對立したりするのであるが、かかる見解の上にたつて最も重視さるべきものは其の發行彈力性でなければならぬ。

ビヤストルの基準たるフランス・フランがその再切下を行つたことはこれによる發行彈力性の強化を目標とするものである。然るに其效果は相つぐ政策の失敗によつて遂に實現されなかつたのみか、反つて資本は著しく流出した。依然たる貿易の不均衡、インフレの深化、政界の混亂は一九三六年十月のフランをして僅か九ヶ月にして再吟味の運命に暴露させてしまつたのである。かくしてフランの繼續的の下落は遂に其の金純分を規定する機會を與へなかつた、尤もポンドに對しては常に一七八フランの比率が認められてはゐたが。この意味でビヤストルの純分も自ら決定しなかつた。そして漸く、一九三八年十一月になつてフランは品位九〇〇の金一七・五厘を以つて一フランとすることとなり、之と共にビヤストルも遂に二七五厘を以つて一ビヤストルとするに至つたのである。<sup>14)</sup>

### 三 一九三六年の幣制改革と佛印經濟

フランス政府がフランの不安定に對して之が切下の必要を認めるとき之を實施することは、蓋し政府として當然な措置であらう。併し切下によつてフランス政府が印度支那・ビヤストルに對してフランス・フランへの絶對的依存を強制し、フランと同じ影響をばビヤストルに對しても蒙らしめることは、簡単に佛印がフランスと同じ事情にあるといふ説明よりしてはその承認は一見困難なやうに思はれる。

今一九三六年十月二日の規定は次の如くである。<sup>15)</sup>

14) Touzet: op. cit. pp. 372-373.  
15) Cf. Journal officiel, 1936, 3, Octobre.

第一條 「印度支那の幣制を決定せる一九三〇年五月三十一日の規定中第一條及び第二條の規定の適用は之を停止す」

第二條 「大藏、植民兩大臣の報告に基づいて採用されたその規定は、今後印度支那貨幣單位たるピアストルの新純分を決定するものとす」

第三條 「前條の規定が實施されるまで、印度支那銀行は一印度支那・ピアストルにつき一〇フランス・フランを基準としてその發行券のフランス銀行券への兌換を保證すべし」

惟ふにかかる規定を卒直に讀むものは何人といへども、多少奇異の感にうたれざるを得まい。蓋し、從來獨立してゐた佛印・ピアストルが、フランス政府の新規定により——それは佛印の如何なる行政機關にもまた代表會議にも諮問されなかつたと謂はれる——フランス銀行券に依存する貨幣即ちフランスの貨幣となつてしまつてゐるからである。

併しこのことは既に述べたやうに一九三〇年の幣制改革が名は金地金本位でありながら實は金爲替本位制であつたといふ見解からすれば極めて當然なことのやうである。即ち一九三〇年の幣制改革後、印度支那銀行は政府の要請により其の手持金を逐次フランにかへざるを得なかつた。高率の金準備を傳統的に尊重するフランスとしてはフランス銀行の金準備を強化しフランス國民の利益を圖らんとすることは當然であり、このことは印度支那銀行への要請として何等疑義のなかつたところであらう。殊に金爲替本位制下に於けるピアストルがフランス・フランに緊密に結合することは金爲替本位制の理論から見ても當然すぎるほど當然なことである。<sup>15)</sup>

かかる場合印度支那銀行側の處置として考慮されることは、フランス銀行をして一九二八年の等價に於いて印度支那の流通を保證する準備金を印度支那銀行に引渡さしめるごとくすることであらう。このことは特に世界に於ける金爲替本位制の危機に於いては相當問題となるべき點であらう。

15) 拙著：金爲替本位制の研究、pp. 152-178.

かくまで押しつめて考へなかつた人々の意見としてはかゝる切下も恐らく一時的なものに過ぎなく、従つて將來一ピアストル一〇フランなる金等價は法律的にも舊比率で回復されるであらうと考へたかもしれない。併しこれは香港弗、支那法幣、蘭印ギルダの新傾向を見たものにとつては一の幻想である。

然らばこのピアストル切下を中心とする幣制改革は如何なる影響を佛印に及ぼしたのであらうか。その經濟即ち生産、貿易、通貨に如何なる作用を及ぼしたのであらうか。これ實に以下に取扱はんとする問題である。

(一) 生産に及ぼせる影響 一九三六年の改革が經濟の重大要素たる生産に如何なる影響を及ぼしたかを考察するに當つて、まづそは農業生産について加へらるべきことは云ふまでもない。併し之に關する適當な資料がない。今 Touzet に従ひ米、玉蜀黍、ゴムの三大主要農産物の輸出統計について見ると、左表の如くである。<sup>16)</sup>

三主要農産物輸出表 (單位千トン)

年次	項目	米	其他	玉蜀黍	ゴム
一九三四年		一三七二		四七一	二〇・四
一九三五年		一五三〇		四一三	二九・二
一九三六年		一五七五		四七一	四一・三
一九三七年		一五四八		五七四	四五・一
一九三八年		一〇六四		五五六	五七・九

上表について見るに米は一九三六年の例外的豐作年を最高として逐次減少してゐる。事實交趾支那の耕地面積は増加し一ヘクタール當り生産高も増加してゐながら、此の傾向が表はれてゐるのであつて一九三八年の如き前年に比し三分の一の減少である。玉蜀黍の輸出は數年間増加の傾向にある。ゴムも亦同様増加傾向

を示してゐる。尤もゴムの場合は新種栽培の苦心によるものであるから、貨幣價値の切下による増産とは考へられないやうである。

但し切下の影響はその輸出價額に於いて顯著に表はれてゐる。その實績は左表の通りである。<sup>17)</sup>

16) Touzet, André: Le Régime monétaire indochinois 1939, p. 308.

17) Touzet, A.: op. cit. p. 309.

三主要農産物に對するピヤストル切下の影響

年次	品種		
	サイゴン米(サイゴン一號)	サイゴン玉蜀黍(赤)	ゴム(バリ相場)
一九二九年	一・七〇	六・八七	一・八〇
一九三〇年	一・三四	五・五六	六・八五
一九三一年	六・五八	四・一三	三・七九
一九三二年	五・四〇	四・二二	二・五二
一九三三年	四・〇八	五・五一	三・〇六
一九三四年	二・三六	四・二八	四・九三
一九三五年	四・二〇	三・四〇	四・六二
一九三六年	五・一〇	五・五〇	六・八七
一九三七年	七・九〇	七・九〇	一一・一三
一九三八年	一〇・六三	八・七六	一一・九二

た利益は唯切下ピヤストル評價上の利益だけである。一九三八年に五一%といふ切下ピヤストルで評價してもまだ一九三〇年の價格水準には到達してゐない。

玉蜀黍の場合には切下の影響は一層不利に現はれてゐる。一九三八年の切下ピヤストルによつても尙其の價格は一九三〇年より遙かに下位にあつたからである。

ゴムの價格變動はその投機性からして此の點にはあまり示唆を與へない。

尙ほピヤストル建による米價の幣價切下に基く影響は之をパンコツク及びラングーンに於ける夫々の通貨建と比較するときには興味ある結果が齎される。

一九三七年の米價騰貴は恰も支那事變に基き七月から十二月にかけて支那の需要により香港相場に影響されたものである。併しこの騰貴は生産者には利益を齎さなかつた。即ち最低價格が決定される時は既に米は生産者の手を離れてゐたからである。生産者の受け

西貢、湄谷蘭貢米價比較變動表<sup>18)</sup>  
(單位百キロ當り價格)

年次	白西貢米(一號)					パンコック米(ホワイトガーデン)					ランダン米(スモールミルス)				
	ビヤストル	ピヤストル	バ	ア	ト	ピヤストル	ル	ー	ビ	ピヤストル	ル	ー	ビ		
一九三一年	六・六	八・七	七・六	五・七	六・五										
一九三二年	五・四	六・三	六・七	四・七	五・九										
一九三三年	四・〇	五・〇	六・二	三・三	五・一										
一九三四年	三・二	三・八	五・三	三・一	五・二										
一九三五年	四・二	五・三	七・七	四・一	七・一										
一九三六年	五・一	五・八	七・五	四・二	六・一										
一九三七年	七・九	九・五	八・二												
一九三八年	一〇・六	一二・二	七・六												

右表について見るにバアトとルウビイは一九三一年の幣價切下以來變化がないので、此等の通貨に依るものは實際の變動を反映してゐる。之に反しピヤストルによつて示されたものは實際變動に名目變動を重ねたものを示すと考へられる。

此の意味からすれば香港弗で示された香港に於ける西貢米一號一キントル當りの平均價格變動と之をピヤストルによつて示したものとこそは更によくこの事實を裏書するものである。

香港に於ける西貢米一號一キントル當り平均價格<sup>19)</sup>

年次	香港ドル	ピヤストルによる等價値
一九三六年	一〇・五	五・七
一九三七年	一一・八	九・二
一九三八年	一一・七	一二・七

上表によつて米價は香港に於いて一定の安定を保つたことを示す。今香港弗建相場とピヤストル建相場とを一九三六年及一九三八年について比較すると

18) Touzet: op. cit. p. 310.  
19) Touzet: op. cit. p. 311.

きは、ピヤストルによるものは一九三八年に於いて一九三六年に比し五七・五%の切下を反映してゐる。従つて米の等量に對する金評價には變化がないのであるが紙幣では二倍餘となるのである。

之を要するに農業生産とピヤストル切下との關係には著しいものがないやうである。また農産物に於ける輸出價格の影響も名目的なものに過ぎないやうである。

農業生産關係は以上述べた如くであるとして然らば工業生産關係は如何であらうか。唯工業に關する統計資料は極めて不完全であり、若干年度に關してはその統計が缺けてさへゐることは遺憾である。

佛印總督府の發表せる數字は左の事變を語る。

一九二九年—一九三八年間鑛工業生産<sup>20)</sup> (其の一)

年次	鑛						業	
	石炭(千噸)	亞鉛、鉛(噸)	錫、タンクステン(噸)	鐵、マンガ(噸)	金、銀(冠)	燐鑛石(噸)	クロム(噸)	海鹽(千噸)
一九二九年	—	—	—	—	—	一九、六五	—	三五五
一九三〇年	一、九五五	三六、一四四	一、一五五	—	—	三〇、四〇〇	一、五五四	三三七
一九三一年	一、七三三	二八、七五五	一、六八八	—	—	三三、七〇七	二、七〇〇	二五〇
一九三二年	一、七〇四	—	—	—	—	三〇、七〇七	—	—
一九三三年	一、五九一	—	—	—	—	—	—	—
一九三四年	一、五五五	二一、九七〇	二、三三三	一、四四〇	五〇、〇〇〇	—	—	一六〇
一九三五年	一、七七五	二一、〇〇〇	二、四七二	一、一〇〇	五七、〇〇〇	—	—	一〇七
一九三六年	二、一八二	—	—	—	—	—	—	一九二
一九三七年	二、一八九	—	—	—	—	—	—	一八〇
一九三八年	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一八〇

20) Touzet: op. cit. p. 313.

一九二九年—一九三八年間鐵工業生産<sup>21)</sup> (其の二)

年次	西貢精米業		醸造業	煙草製造業	セメント業	製糖業	燐寸業	電力業
	工場數	作業日數	アルコール (百萬ヘクト)	生産高 (噸)	生産高 (噸)	精製糖(噸)	十箱包	千K・W・H
一九二九年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三一年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三二年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三四年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三五年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三六年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三七年	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三八年	—	—	—	—	—	—	—	—

右の二表を通観することによつて看取されることは、農業の場合と同じく、佛印經濟の發展が二つの動きによつて特性づけられてゐることである。即ち一九二九年—一九三三年間の不況、一九三四年—一九三八年の活況これである。この場合もピヤストルの切下が特に一九三四年頃に始まる好況と關係あるとは考へられないやうである。

(二) 貿易に及ぼせる影響 次に貿易には如何に作用したか。今貿易統計を見るにそれは左の事變を語る。<sup>22)</sup>

佛印に於ける輸出入 (單位重量は千噸、價格は百萬ピヤストル)

21) Touzet: op. cit. p. 314.

22) Touzet: op. cit. p. 316.

年次	輸入		輸出		合計		前年との比較		バランス
	重量	價格	重量	價格	重量	價格	重量	價格	
一九二九年	五九〇・九	二六〇・二	三、二七	二六・一	三、八七	五、一四	(+) 四	(-) 三、一	(+) 〇・九
一九三〇年	三、〇	一八〇・〇	三、八四	八、七	三、三五	三、六五〇	(-) 四、四	(-) 五、四	(+) 二、七
一九三一年	四四一・一	二九〇・〇	二、六四九	二、〇	三、〇九三	二、四一三	(-) 二、五	(-) 三、七	(-) 一七〇・〇
一九三二年	三、三	六、七	三、〇九	一〇・八	三、三六二	一九・九	(-) 三、九	(-) 四、四	(+) 五・一
一九三三年	三、三	九、〇	三、三	一〇・四	三、五五	一九・五	(+) 一、九	(+) 〇・六	(+) 一〇・四
一九三四年	三、三	九、四	三、四七	一〇、〇	三、八二〇	一九、七	(+) 三、七	(+) 四、九	(+) 一四・六
一九三五年	四〇一・八	九〇・一	四、〇四五	一九・八	四、四七	三、九	(+) 六、七	(+) 三、五	(+) 三九・七
一九三六年	四三九・七	九、四	四、四七五	一七・八	四、九一五	三、六	(+) 四、六	(+) 四、三	(+) 七、四
一九三七年	五、六	一、七、八	四、三七	二、六、九	四、八八三	四、六、七	(-) 三	(+) 一、八、五	(+) 一〇・一
一九三八年	四、二	一、九、七	三、九九二	二、四、五	四、四八四	四、七、三	(-) 三、九	(+) 五、五	(+) 九、八

佛印は一九三一年一九三二年に恐慌の極に達した。一九三一年以外貿易が赤字にならなかつたことは、佛印が恐慌を速かに離脱したことを語るものである。其の原因は總督府が姑息な對策を避けて斷乎たる謂はゆる外科手術的對策を徹底させたことに依るものである。尤も輸入は輸出ほど速かに恢復してはゐない。一九三八年の輸入を見るととき重量では依然一九二九年の輸入に及ばないのに、輸出は既に一九三四年以來一九二九年の水準を著しく抜いてゐる。このことは佛印が恐慌以來その蓄積され準備されたものによつて生活せねばならなかつたことを語つてゐるものであつて、恢復の緩慢自體は佛印購買力の減少によるものであり、つまりは外科手術の結果である。

かくてかゝるピヤストル價值切下が貿易に及ぼした影響を綜合すると、切下は先づ輸出入の名目價值に影響を



及ぼしてゐる。即ち一九三七年は既に一九三六年に比し著しい飛躍を示してゐる。がしかしこれも若し金ピヤストルを以つてする評價するときはその飛躍もさほど著しいものではない。即ち左表の通りである。<sup>23)</sup>

年次	輸		出		總計	
	百萬名目 ピヤストル	百萬金 ピヤストル	百萬名目 ピヤストル	百萬金 ピヤストル	百萬名目 ピヤストル	百萬金 ピヤストル
一九三五年	九〇・一	—	二九・八	—	三九・九	二九・九
一九三六年	九七・四	九〇・〇	一七〇・八	一四八・〇	二八・二	三三・〇
一九三七年	一五・八	九五・〇	二五八・九	一五〇・〇	四六・七	一五〇・〇

貿易上切下がバランスに不均衡を生ぜしめなかつたことは注目すべきことである。そしてその原因は輸入の大部分がフランス本國から齎され、しかもフランス自體も同率の切下が行はれたことによる。一九三七年にはその割合は五三・六%に達してゐる。

之を要するところ、フランス・フランに結合されたピヤストルの切下が行はれたのが元來佛印の好況輸入の時期であつたことが注目されるべきものゝ如くである。この意味からは佛印の景氣恢復は一九三四年に現はれ始めたものであつて之をピヤストルの切下中に認めることはできないやうだといふ Lacan<sup>24)</sup> や Touzet<sup>25)</sup> の見解は留意されるべきであらう。即ちピヤストルの切下は一九三七年及一九三八年に於いては佛印の貿易(重量より見たる)上に何等直接明瞭な影響を及ぼしてゐないのである。

(三) 通貨に及ぼせる影響 次には一九三六年の幣制改革は通貨に如何なる影響を及ぼしたかを見よう。一九三六年十月二日の切下即ち六五五睡から四九〇睡への切下の時はさほどでもなかつたやうである。併し其時示

23) Touzet: op. cit. p. 318.

24) Lacan, G: L'Indochine française après la crise et la dévaluation, Supplément au Bulletin quotidien de la Société d'Etudes et d'Informations économiques du 18 mai, 1938, p. 22.

された限界は上四九〇跽、下四三〇跽であつたがこの下の限界を以つて一ピヤストルとする規定は翌一九三七年六月三十日に決定された。此の一九三七年の場合は、ピヤストルの將來如何、即ちピヤストルにて評價された佛印の全財産の運命如何といふことが論議されるに至つたので影響するところは相當大であつた。佛印ではフランのためこれまでになかつたピヤストルへの恐怖感さへ伴つた。そしてそこにピヤストルのフランよりの離脱をめぐつて論議が展開した。このことの出發點は佛印よりもむしろフランス本國であるといふべきかもしれない。かゝる切下への賛成がフランスの生産者によつてまづ主張されると考へられるからである。更にフランスの生産者の外にも佛印の輸入業者、佛印の消費者これらの人達は皆ピヤストルがフランに比して強いことを望むと理解されるからである。

之に對して多くの學會、委員會が現狀維持の意見を述べた。がしかし今はこのことに論及する餘裕はない。唯かゝる現狀維持の長所及短所を見ると、これを無條件に承認することには問題があるやうである。蓋し極端に云へばかゝる考方をするもの多くはかゝる人達が利益を得ることのできるやうな急激な變化が實際起り得るといふことに於いてのみ現狀維持なだけからである。

此の間にあつてフランスの印度支那委員會、また在佛印大多數の行政委員會、商業會議所及農業會議所は條件附の現狀維持を主張した。その意見を綜合すると大體、極東の他の通貨に對して合理的だと認められる水準にまでピヤストル爲替を下落させる限り、「ピヤストルをフランに結合さすことには好意を有つことができる。けれどもその下落が餘り劇しくなるとすればかゝる立場を捨て、寧ろフランとの關係を切斷すべきである」といふのである。

更に此の場合ピヤストルが結局獨立するとすれば如何なる見解が準備されるべきであらうか。かゝる場合のピヤストルの獨立内容こそは最も深い研究を要するものであらう。まづ考へられるものとしては次の三つであらうか。即ち第一は銀本位制への復歸であり、第二は金本位制への再歸であり、第三は金爲替本位制の採用である。

まづ銀本位制への復歸については、佛印が銀本位制に移るのには佛印周邊の國の幣制關係を考察しなければならぬ。これは佛印經濟地盤が元來外部との通商に依存せざるを得ないものであり、しかも人民一般は恒産なく貧困線下に沈澱せる存在だからである。

次に金本位制への復歸問題であるが、ピヤストルを獨立せる純粹金本位制とすることは、佛印として最も有力な經濟團體も亦主張するところである。例へば一九三七年の海防商業會議所の如きは即ち是れであつて「もう一度ピヤストルを金に結びつけ之に昔の安定をに與へることは印度支那の一般的利益となる」と主張してゐる。河内、西貢の商業會議所も同じ傾向の主張にたつ。併し今日に及んで純粹金本位制の採用を考へることは一考を要する。蓋し今日は世界をあげて金本位制の本來的運用には問題を有つてゐるし、更に佛印の國際經濟に於ける地位は此の問題に關し一層沈澱せる考察を要するからである。

第三は金爲替本位制であるが、純粹金本位制の運用が一層深い考察を要するといふことになれば、それは金爲替本位制の採用となる。併し此の場合金爲替は、フラン金爲替であるか、磅金爲替であるか、またはドル金爲替であるかはまた研究さるべき重大問題である。惟ふにフラン・金爲替本位制は佛印がフランスの經濟力下にある限り當然であらう。併し既にこれが佛印としては試験済のものであるとすれば、残るものは磅金爲替本位制か弗金爲替本位制である。英米金融資本の支配が南洋に於いて強化されてゐるとすれば、佛印はこの何れかに依存せざ

るを得ない現状にあらう。そして現に在米の資金凍結問題はピヤストルの尤も慎重に措置すべきものである。磅についても亦、磅が従來極東支配に占めてゐた經濟力が重視される。従つてかゝる場合、香港弗や支那元やに注目することは皮相的なものに過ぎない。問題は寧ろ此等を支配してゐる金融資本と如何なる關係にたつかに存すると思はれる。

## 結 言

佛印の通貨ピヤストルをめぐる幣制及び又一九三六年に於ける幣制改革の佛印經濟に及ぼせる影響は如何なるものであつたかについては以上述べた通りである。

佛印ピヤストルはそれが佛印のごとき出超經濟地盤にたつものとしても、フランスの如く本國本位主義の高度資本主義經濟の植民政策によつて動かされてゐる限りは、其の独自の幣制發展は考へられない。またたとひフランスとの關係を暫く問はないとしても、その出超經濟地盤にたち其の独自の經濟的發展を遂げる目的から其の幣制を極東にたてんとすれば、それが英米金融資本的機能下にたつ磅又は弗金爲替本位制であることは、極めて問題を含むところである。今や佛印ピヤストルは東亞新體制に即する独自の幣制によるべきか又は舊い英米金爲替本位制によるべきかの岐路にたつてゐる。今日展開しつゝある東亞共榮圈内に於ける佛印の地位こそは正にこのピヤストル幣制をして、如何に決定すべきかといふ機會に直面してゐることを感得せしめるものである。